

特定化学物質（第2類物質）に溶接ヒュームが追加されます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行します。

1 特定化学物質障害予防規則（溶接ヒュームのばく露防止）関係

(1) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じること。

(2) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場（建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われたいものは含まない。）において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定すること。

空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じること。措置を講じたときは、その効果を確認するため、測定すること。

測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存すること。

【次頁に続く】

(3) 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において労働者を従事させるときは、当該作業場についての(2)による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用させること。

屋内作業場で、呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存すること。

事業者から呼吸用保護具の使用を命じられたとき、労働者は、これを使用すること。

(4) 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

2 特定化学物質障害予防規則（健康診断）関係

金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する労働者について、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施すること。

さらに、健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものについては、医師による追加の健康診断を実施すること。

3 施行日、準備行為及び経過措置

- ・改正政令、改正省令及び改正告示は、令和3年4月1日に施行。
- ・金属アーク溶接等作業については、令和4年3月31日までの間は、特定化学物質作業主任者を選任することを要しないこと。
- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととしたこと。
- ・呼吸用保護具の規定については、令和4年3月31日までの間は、適用しない。